

平成 28 年 5 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 28 年 5 月 24 日 (火) 開会 16 時 35 分
閉会 17 時 32 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 高橋 護 教育委員
教育庁 湊 博秋 教育参事
三口 龍義 教育次長兼教育総務課長
永野 康洋 生涯学習課長
杉原 勉 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育総務課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
三木 武夫 別府商業高等学校事務長
三宅 達也 教育総務課長補佐兼教育企画係長
志賀 貴代美 教育総務課長補佐兼指導主事
大嶋 健司 教育総務課主任
傍聴人 1名

- 議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 平成 28 年度一般会計補正予算案 (第 1・2 号) について
【議第 34 号】 ※非公開
第 3 別府市社会教育関係団体の認定について【議第 35 号】
第 4 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【議第 36 号】
第 5 別府市文化財保護審議会への諮問について【議第 37 号】
- 報告事項 (1) 寄附受納について【報告第 12 号】
(2) 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
【報告第 13 号】
- その他 (1) 6 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 平成 28 年 5 月の定例教育委員会を開催いたしたいと思います。それでは、この度の人事異動で着任した職員の紹介をいたします。

※前回の平成 28 年 4 月定例教育委員会で欠席した教育委員がいたため、改めて平成 28 年 4 月 1 日付けで異動した出席者が、それぞれ自己紹介を行った。

寺岡教育長 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事は、本日は研修で欠席でございます。あと、生涯学習課参事が学校教育課参事から異動になりましたが、生涯学習課参事は。

生涯学習課長 現在、国東市の方に出張いたしております。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 本日の議案でございます。議事日程第 1 の議事録署名委員の指名について、今回は高橋護委員にお願い申し上げます。

寺岡教育長 議事日程第 2、議第 34 号 平成 28 年度一般会計補正予算案(第 1・2 号)につきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして非公開といたし、最後に審議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員 異議なし。

寺岡教育長 では、議事日程第 2 については非公開とし、最後に回します。

◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

寺岡教育長 議事日程第 3、議第 35 号 別府市社会教育関係団体の認定について、事務局よりお願いいたします。

生涯学習課長 議第 35 号 別府市社会教育関係団体の認定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。21 ページから 25 ページまで、今回の申請団体の一覧表を掲載しております。61 団体ございまして、継続の申請団体はその内 60 団体、新規の申請団体が 1 団体ございます。新規の申請団体については、20 ページに詳し

く掲載させていただいております。一般社団法人子どものじかんネットワーク大分で、結成が平成 26 年 11 月、会員数が 10 名でございます。活動目的につきましては、両親の離婚や別居を経験した子どもたちが両方の親と自然に継続的に交流を持ち、絆を深めるためのサポートを行うとともに、体験活動や交流活動を通して子どもや親が心身の安定を図ることが出来る場を提供する、となっております。活動概要につきましては、資料に 4 点掲載しております。また、25 ページの一番最後でございますが、不認定とする団体が 1 団体でございます。絵本とおはなしの会で、この団体につきましては、まず会員数が 6 名であり少ないということと、近年活動をほとんど行っていないということで、今回は不認定としたいと考えております。従いまして、今回 61 団体の申請がございましたが、60 団体を認定したいと考えており、先ほど申しました一般社団法人子どものじかんネットワーク大分につきましても、要件をすべて満たしていると考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

寺岡教育長 別府市社会教育関係団体の認定についての議決を求める案でありますけれども、61 団体の内、1 団体は不認定で、一般社団法人子どものじかんネットワーク大分については認定いたしたいということでございますが、何かご質問あるいはご意見等ありますでしょうか。

明石委員 絵本とおはなしの会は、前はそうだったかもしれないけど、これを機会にちゃんとやろうということにはならなかったんですか、活動はほとんどないということでしたが。非認定ということですが、今までずっとこられたんだから、今後はちゃんとするなら（認定でも）いいのかなと思っただけです。

生涯学習課長 この団体の会員と代表者の方とは、十分に話をいたしました。その中で、まず会員が少ないということと、会員の方がだんだん高齢になって、実質的な活動がほとんど出来ないという申出がありまして、不認定でもそれは別に構わないという考えでございましたので、今回は不認定ということにさせていただきたいと思っております。今まで長い間活動されておりますので、今後新しい会員が増えて活動が復活するようになれば、また申請していただいて、認定することになるかと思っております。以上でございます。

寺岡教育長 復活することがあれば、また認定になるということですが。

明石委員 不認定って初めて見ました。

高橋委員 （別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 2 条第 1 項第 4 号カの）「おおむね 10 人」という規定に対し、6 名ということで、その辺りで引き下がられたのかなと。

寺岡教育長 代表者の意向も尊重されたということですね。

生涯学習課長 そうですね。

明石委員 本当にそうだったら、（最初から申請を）出さないでしょう。出したからには、そういう（認定してほしい）気持ちがあると思いますけどね、僕は。

生涯学習課長 真意の程はというところもありますけれども、活動をほとんどしていないということで、申請は毎回出していますけれども（、今回は不認定ということで考えております）。

明石委員 こちらから聞いたのではなく、向こうから取り下げたということですね。

生涯学習課長 当初こちらから団体に、人数も少ないんですけどどうでしょうかということでも聞きましたら、活動はここ何年か実質的に行っていないという申出がございまして、そこは確認させていただきました。あとは、社会教育関係団体については、地区公民館使用料の減免措置がありますので、活動はあまりしていないということですが、もしそういう所を使う時があれば、認定して減免する形もいいのではないかと考えております。

明石委員 そしたら、年間どのくらい活動して、どのくらい動員数があつたかというのは、全部出ているんですね。

生涯学習課長 そうですね、何回活動したかということは（報告で）出させていただいております。

明石委員 これ（資料）には出ていないので。

生涯学習課長 申し訳ありません。詳しいところは掲載しておりません。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは、この（一覧表の）51番、一般社団法人子どものじかんネットワーク大分につきましては、認定するということがよろしいですか。

高橋委員 ちょっと伺いたいんですが、離婚、別居ということになると、子どもの両方の親との絆を深める交流をサポートするという旨の活動内容が書いてありますけれども、一応法律上認められたことでよろしいわけですね。例えば、裁判所の判決や決定等で、父親の方に親権があつて、母親は会えない場合等は、勝手に両親と交流をさせるということはなかなか難しいと思うんですが、これはもう判決や決定等が出た後のサポートということではないんですか。

生涯学習課長 その細かいところまでは把握しておりませんが、ただ一般社団法人でございまして、その辺りはきちんと思料されているものと考えております。

高橋委員 別府市教育委員会として、そういうふうな解釈をされているということですね。

生涯学習課長 はい。

明石委員 よく一般社団法人になりましたね。一般社団法人になるのは、物凄く難しいですよ。

生涯学習課長 一般社団法人については、平成 23 年に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が一部改正されまして、その前までは主管官庁の認可が必要でしたが、今は条件を備えていれば一般社団法人として認められることになっております。私も一度関わったことがあるのですが、定款が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいてきちんと動いていれば、問題はありませんでした。

明石委員 前よりも簡単になったんですか。

生涯学習課長 一般社団法人は（以前と比べれば）割とやりやすいですが、公益社団法人となってくると厳しくなります。

小野委員 公益社団法人は、大変なんですね。

明石委員 大変ですけど、もう 1 つ何かありましたよね、（手続きが一般社団法人に比べて）簡単なのが。

生涯学習課長 NPO 法人ですか。

小野委員 特定非営利活動法人ですね。

福島委員 本当に一般社団法人ということは、確かめられたんですね。

生涯学習課長 社員名簿等が特に無いので、申出でさせていただきましたが、定款が公証人の認証を得ているので、間違いは無いということで挙げております。

福島委員 そこは確かめられたんですね。

寺岡教育長 その他、よろしいでしょうか。
議事日程第 3 は議決ということで、よろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第 35 号は議決いたしました。

◎ 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 議事日程第 4、議第 36 号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、スポーツ健康課長よりお願いします。

スポーツ健康課長 議第 36 号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、別府市

教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めらるるものでございます。

まず28ページをご覧ください。こちらに、12名の方の名前等を掲載した名簿がございます。今回は、上から5番目の重岡秀徳氏と、下から2番目の竹中裕子氏に別府市スポーツ推進審議会委員を委嘱したいという旨でございます。このお二方についてご説明をさせていただきますので、次の29ページをご覧ください。こちらに、お二方の略歴を掲載しております。まず、別府市中学校体育連盟の重岡秀徳会長は、大学を卒業されて中学校の教諭、大分県教育庁体育保健課等の勤務を経まして、掲載しておりますとおり、別府市教育庁にも長らく勤務されておりました。なお、今年4月から別府市立山の手中学校長として赴任されまして、別府市中学校体育連盟会長にも着任されたところでございます。現在、子どもたちの体力向上、あるいは別府市中学校体育連盟の今後の活動等、様々な問題がございますので、そういう視点からご意見がいただけたらと考えております。続きまして、別府市PTA連合会の竹中裕子副会長ですが、大学を卒業されて民間企業で働いた後、別府市にいらっしゃいます。現在、平成27年度から大平山小学校PTA会長を務めており、また今年度4月から別府市PTA連合会副会長を務められまして、女性としての視点、あるいは子どもを持つ保護者の視点からたくさんのご意見をいただけたらと考えております。30ページに関係法令等を掲載しておりますので、ご説明申し上げます。別府市スポーツ推進審議会は、まずスポーツ基本法第31条の「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（略）「スポーツ審議会等」という。）を置くことができる。」という規定のとおり、いわゆる附属の機関です。その「条例」が、別府市スポーツ推進審議会に関する条例として制定されており、第1条に「スポーツ基本法（略）第31条の規定に基づき、別府市スポーツ推進審議会（略）を置く。」と規定されております。また、所掌事務につきましては、第2条第1項第1号から第9号に規定されている内容について審議していただくこととなります。その下の第3条第1項に「審議会は、委員20人以内で組織する。」、第3条第2項に「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。」ということで、（第3条第2項第1号から第3号まで）「学識経験のある者」、「関係行政機関の職員」、「その他教育委員会が必要と認める者」と規定されております。なお、任期につきましては第4条第1項に「委員の任期は、2年とする。」と規定されており、今回委嘱したいと考えております。また、こちらのお二方につきましては、別府市中学校体育連盟並びに別府市PTA連合会から、それぞれご推薦を受けております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。何か、ご意見やご質問等はありませんでしょうか。議事日程第4については議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第36号は議決いたしました。

◎ 別府市文化財保護審議会への諮問について

寺岡教育長 議事日程第5、議第37号 別府市文化財保護審議会への諮問について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 議第37号 別府市文化財保護審議会への諮問につきまして、別府市文化財保護条例第4条第3項の規定により議決を求めるものでございます。32ページをお開きいただきたいと思います。今回、別府市指定有形文化財にかかる諮問をしようという文化財でございますが、名称が絹本着色雪村友梅像（、数量は）1幅で、掛軸になっております。文化財の所在につきましては、別府市赤松で、現在は町内公民館になっており、元々松音寺という寺があった跡でございます。管理者につきましては、赤松自治会でございます。これまでの経緯でございますが、旧松音寺に保管されておりました文化財の調査を平成26年12月22日（月）に実施しております。調査者はいずれも別府市文化財保護審議会委員で、元別府大学教授の渡辺文雄委員、それから大分県立歴史博物館学芸員の高宮なつ美委員のお二方をお願いしております。旧松音寺の概要でございますが、臨済宗の寺院で、大分市にあります、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、万寿寺の末寺でございました。旧松音寺の裏手には、貞和2年（1346）12月2日、これは雪村友梅の命日でございますが、それを記した開山塔もございまして、旧松音寺そのものの開山もおそらくその頃ではなかったかと考えられます。文化財の概要につきましては、掲載しているとおりでございます。雪村友梅につきましては、鎌倉時代末期から南北朝時代の禅宗（臨済宗）の名僧でございます。本図につきましては、次の33ページに写真を掲載しておりますが、着衣等に描かれる線描と顔貌表現に用いられる筆遣いといったものを見ますと、鎌倉時代から南北朝時代にかけての肖像画と考えられております。今回、この文化財を別府市指定有形文化財に指定したいということで、別府市文化財保護審議会に諮問したいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。文化財の指定についての諮問でございますが、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

明石委員 （別府市指定）文化財に指定されたら、保存等で大切にしないといけないのですが、（管理者は）自治会でいいんですか。

生涯学習課長 この件につきましては、赤松自治会の方とも大分話をしまして、現在箱に入れて町内公民館の中に入れてはいるんですけども、かなり剥落等が進んで、非常に厳しい状況でございます。一応、形としては、赤松自治会の方から別府市に寄託するという事で預かりまして、別府市美術館の収蔵庫等保管可能な場所で保管し、その後何らかの修復をして、別府市または赤松自治会が希望する所に展示や保管をすることを考えております。

明石委員 そこが大事なところですね、やっぱり。

生涯学習課長 かなりボロボロになりかけておりまして、取扱いは十分気を付けて実施して進めたいと思います。

明石委員 そういうことなら全然問題ないですけど、ただ、別府市指定はしたが、後は赤松自治会にお任せで、いつの間にかどこに行ったかわからないということになったら。

生涯学習課長 大変いい文化財ですので、別府市指定の後の修復等も視野に入れながら保存をしたいと思います。

高橋委員 これは、所有者ではなく管理者が赤松自治会になっているんですね。

生涯学習課長 はい。

高橋委員 ですから、早く所有を別府市にするような動きを取った方がよろしいのかなと思うのですが。

生涯学習課長 一応、宗教法人が解散した際は宗教法人松音寺所有となっていたのですが、解散した場合は臨済宗の本山の所有になるという旨の項目がございまして、解散後に本山にお尋ねしたのですけれども、それがあることも知らないし、いりませんという回答でしたので、所有者は今のところ確定をしていなくて、管理者という形で赤松自治会が関わっております。今後法的な部分もありますので、その辺りを整理して、きちんと（所有者が）別府市なら別府市、赤松自治会なら赤松自治会という形にする必要があるかと思っております。

福島委員 質問ですけど、（33 ページの写真で）黒い棒（状の物）を持っていますよね。

生涯学習課長 はい。

福島委員 これは何ですか。普通は仏具を持つんじゃないですかね、そこまで詳しくはないですけど。

高橋委員 これは、座禅の時の警策ではないかと感じたんですけど。喝を与えて、引導を渡す時の。

福島委員 でも、高僧は座る場所が全然違いますよね。

高橋委員 椅子に腰掛けたりしますね。

生涯学習課長 これとほとんど同じような構図で、向きが逆になっている図が万寿寺の方にたしかありました。それを参考にして、絵師が描いた可能性はあります。

明石委員 何か、黒いところが合わないですね。後から誰か付け加えたんじゃないかと思えますけど、本物ですかね。

福島委員 ちゃんと座っている時は、房が付いたもの（如意）を持ちますよね。警策を持っているとしたら、この警策はちょっと細いですね。

高橋委員 この方専用なのかとも思いますが、いつも持っていた等で。それか、杖かもしれないですし。

寺岡教育長 生涯学習課長、このような意見が出ておりますが。

生涯学習課長 諮問をいたしましたら、別府市文化財保護審議会で再度調査をしますので、その中で示されるのではないかと思います。

寺岡教育長 その他、教育委員の皆様から何かございますか。
議事日程第5については、議決ということでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第37号は議決いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 それでは、本日の報告事項に移りたいと思います。報告事項（1）報告第12号 寄附受納について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

教育次長 報告第12号 寄附受納について、ご報告いたします。
35、36ページをお開きください。ほとんどが卒業記念品ということでございますので、卒業記念品以外の物について説明いたしたいと思います。35ページの（一覧表の）1番は、浜脇中学校桜ヶ丘同窓会様より、冬季の体育館の使用に関わる生徒の健康保持のため、ジェットヒーター及び収納カバー兼用ミラーシートをいただいております。4、5番でございますが、境川小学校PTA様より、別府市立境川小学校の校内設備充実のため、脚折りたたみ式テーブル、折りたたみ椅子、及びマーチングキーボードをいただいております。（36ページの）15番でございますが、別府市立北部中学校卓球部の保護者様より卓球台をいただいております。教育総務課関係は、以上でございます。

生涯学習課長 18番から22番についてご説明を申し上げます。18番から20番は、いずれも同じ別府市在住の作者でございます。18番につきましては、大きさが100号Fでございます。19、20番につきましては10号Fで、1号5千円の評価額で価格を算定しております。それから、21、22番につきましては、（18番から20番までとは別の）同じ作者で、いずれも50号Fの作品で、1号3千円で価格を算定しております。このお二人とも、別府市美術館で企画展に出品されて、その内の何点かを別府市の方に寄附するという形でいただいております。以上でございます。

寺岡教育長 何かございましたらお願いします。

福島委員 写真は無いんですか。

生涯学習課長 申し訳ありません。準備しておりません。

明石委員 これ（絵画）は、全部入賞作品ですか、何かの展覧会の。

生涯学習課長 いえ、展覧会ではなく、個展のような形で出された中で、別府市美術館長が選んで、寄附をしていただきました。

明石委員 権威ある第〇回の〇展における入選作品等の箔が付いた方がいいですよね。何か（基準）がないと、どうなのでしょうね。

生涯学習課長 実は、今申されたように、別府市美術館に収蔵する時にこの作品がいいのかどうかという判定をするため、別府市美術館美術品等収集委員会を設けるようにしております。ただ、まだ委員等が決まっておりませんので、開催されておりませんが、今後別府市で引き取る場合は、別府市美術館美術品等収集委員会の中でいいかどうかを判断していただいて、いいものを収蔵するという形にしたいと思います。

福島委員 是非早くやってください。

明石委員 それを早くしないと、どんどんもらうことになっていきますから。やっぱり、権威ある人にちゃんと評価を得た物を（収蔵）するというものでないと。

生涯学習課長 現在のところ、別府市美術館長と学芸員が、個人的な形も含めて査定しておりますので、どうなのかという点もあります。

福島委員 別府市美術館長は、了承したんですか。

生涯学習課長 別府市美術館長は、たくさんいただいて数を増やしたいという思いがあります。

福島委員 美術館を造っても、展示室よりも収蔵庫が何倍も大きくなりますよ、ずっとこれをやっている限り。

寺岡教育長 生涯学習課長、今後の判定については、別府市美術館美術品等収集委員会を設置して、その中で審議をするということで。

明石委員 来年に間に合うように作ってください。

生涯学習課長 はい、わかりました。

寺岡教育長 その他、よろしいですか。絵画作品については、別の機会写真を添付してください。

生涯学習課長 写真が抜けて、申し訳ありませんでした。

寺岡教育長 報告事項（１）についてはよろしいでしょうか。

※全委員了承

◎ 報告事項（２）

寺岡教育長 報告事項（２）報告第13号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、学校教育課参事兼総合教育センター所長よりお願いします。

総合教育センター所長 報告第13号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、報告いたします。

別府市には私立幼稚園が6園ございます。改正理由についてですが、40ページをご覧ください。平成28年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等について、文部科学省の通知により、補助限度額の改定がされたことから、この要綱を一部改正しようとするものであります。（要点は）大きく2つあります。1つは、「ひとり親世帯等」を設けて補助対象に組み入れること、もう1つは低所得世帯の兄又は姉の上限を撤廃して、補助限度額を高くすること、という内容です。具体的に申しますと、38ページですが、改正案第2条第2項第1号から第8号までの家庭の対象者を「ひとり親世帯等」とまとめております。そして、この方々に対して、これまでは両親であってもひとり親であっても一緒だったのですが、39ページの改正案別表第3のとおり、「ひとり親世帯等」を優遇する特別な枠を設けて、「第1子」、「第2子」、そして「第3子以降」で補助限度額を規定しているものです。もう1つにつきましては、39ページの上の方ですが、改正案別表第2備考に第7項を加え、生活保護法の規定による（保護を受けている）世帯、当該年度の市町村民税（の所得割課税額）が非課税となる世帯等、4つの対象者については、兄又は姉について、「小学校1年生から3年生まで」という限度を作っていたのですが、それを撤廃しまして、「生計を一にする」20歳であっても18歳であっても、そこから（兄弟姉妹の数を）数えるという形にしています。同じ内容は、45ページの新旧対照表の改正案に追加して掲載しており、補助限度額も優遇措置を受ける「ひとり親世帯等」について、掲載しているとおりです。それから、41ページに戻っていただきますが、様式第1号を若干変えておりまして、「ひとり親世帯等」に該当するかどうかをチェックする「④」の項目を設けております。該当する場合は、先ほど説明した内容で対応していくということになります。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますか。補助限度額を改正したということで、別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正になりますが、報告事項（２）については、よろしいですか。

※全委員了承

◎ 平成 28 年度一般会計補正予算案（第 1・2 号）について

寺岡教育長 これからの議第 34 号については、予算案の審議でございますので、大変申し訳ございませんけれども、関係者以外の皆様はご退席をお願い申し上げます。

※関係者以外退席

以下非公開

※審議の結果、議第 34 号は原案どおり議決した。

◎ 閉会

寺岡教育長 本日の議事日程等は全て終わりたいと思います。以上で、平成 28 年 5 月定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。